消防予第 105 号 平成26年3月28日

各都道府県消防防災主管部長 殿東京消防庁 · 各指定都市消防長

消防庁予防課長 (公印省略)

小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の 特例の適用について

消防法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。)及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年総務省令第 19 号。以下「改正規則」という。)が公布されました。改正令による改正後の消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)第 12 条第1項第1号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる 275 ㎡未満の令別表第1 (6)項口に掲げる防火対象物(以下「小規模社会福祉施設等」という。)について、個別の防火対象物の実態に応じて令第 32 条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととする際の考え方について、下記のとおりとりまとめたので、参考としてください。

なお、共同住宅の一部を利用した小規模社会福祉施設等や小規模福祉施設等に適した自動消火装置の開発の状況等を踏まえつつ、必要に応じ令第 32 条の適用についての検討を行うこととしています。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対しても、 この旨周知されるようお願いします。

記

1 入居者の利用に供する居室が避難階以外の階に存する場合に居室を防火区 画することを要しない特例

改正規則による改正後の消防法施行規則(昭和36年総務省令第6号。以下「規則」という。)第12条の2第2項本文で規定する構造と同等なものとして考えられる次の要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、スプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられること。

- (1) 延べ面積が100㎡未満であること。
- (2) 令別表第1(16)項イの一部でないこと。
- (3) もっぱら施設の職員が使用することとされている居室以外の居室(規則 第 12 条の2第1項第1号ロただし書きに規定する居室をいう。以下「入居者居室」という。)が、全て避難階から数えた階数が3以上の階に存しないこと。ただし、竪穴区画が設置されているなど、下階の火煙の影響がないと認められる建築物にあっては、3階に入居者居室が存する場合にあっても(1)、(2)及び(4)から(7)までに掲げる要件を満たすことで同様に取扱うことができると考えられること。
- (4) 全ての寝室(入居者の寝室に限る。以下同じ。)において、地上又は一時避難場所(外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。 以下同じ。)への経路が次のア又はイの要件に該当すること。
 - ア 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次の(f)及び(f)の構造要件を満たす開口部を有すること。
 - (デ) 避難階にあっては規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロ及びニに規定する 構造
 - (4) 避難階以外の階にあっては同号ニに規定する構造
 - イ どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部(防火設備であるものを除く。)に面する通路を通過せずに、 避難階にあっては地上、避難階以外の階にあっては当該階の一時避難場 所に至ることができるものであること。
- (5) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。 3 階の寝室の一時避難場所は、直下階の窓を防火設備とするなど、救出活動の際に、下階の火災の影響を受けないものであること。
- (6) (4)の避難階における開口部及び避難階以外の階における一時避難場所は、 救出のために必要な広さを有する空地等に面し、かつ、一時避難場所は、 当該空地等の地盤面の階から数えた階数が2の高さ((3)ただし書きの建築 物にあっては階数が3で、救出に支障のない高さ)であること。
- (7) 内装は、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号口本文の規定の例により仕上げた ものであること。
- 2 入居者居室が避難階以外の階に存する場合に内装の仕上げを準不燃、難燃 とすることを要しない特例

規則第12条の2第2項本文及び同項第2号で規定する構造と同等なものとして考えられる次に掲げる要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、

スプリンクラー設備の設置を要しないと考えられること。この場合において、 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件(平成 26 年消防庁告示 第4号。以下「避難時間算定方法等告示」という。)第二の「屋外」を「一 時避難場所」と読み替えることが適当であること。また、一時避難場所が、 隣接する一時避難場所と接続されている場合には、当該一時避難場所を介し て隣接する居室の規則第12条の2第2項第2号ロの構造要件を満たす開口部 へ至る距離を避難時間告示第2第2号(1)の介助者の「移動距離」として 算定することができるものであること。

- (1) 1(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たすものであること。
- (2) 延べ面積が 100 m以上のものにあっては、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号 イ、ハ、二及びホの規定の例により区画をしたものであること。
- (3) 全ての入居者居室は、1(4)アを満たすものであること。
- (4) 規則第12条の2第2項第2号本文により居室を区画したものであること。
- (5) 規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすものであること。この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の1つとして取り扱うことができるものであること。

3 避難限界時間の延伸

避難時間算定方法等告示第三第2号で規定する構造と同等なものとして、各居室に次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当する開口部を設置した小規模社会福祉施設等は、同号に該当するものとして取り扱うことができると考えられること。

- (1) 各居室の天井又は壁の上部 (天井から 80cm 以内の距離にある部分をいう。)の開口部の面積が、当該居室の面積の50分の1以上であること。
- (2) 開口部は、当該居室から出火した場合に容易かつ確実に開放できるもの (遠隔操作により開放できる等)であること。
- 4 小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について(平成19年6月13日付け消防予第231号。以下「231号通知」という)の取扱い

231 号通知1及び2に掲げる考え方については、小規模社会福祉施設等に適用することができるものであること。

総務省消防庁予防課設備係

担当:守谷、鈴木、河口

TEL: 03-5253-7523 FAX: 03-5253-7533